

各種戦略等

■経済財政運営と改革の基本方針 2018

■未来投資戦略 2018

■世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

経済財政運営と改革の基本方針 2018 ～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～ (平成30年6月15日閣議決定)

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(国・地方の行政効率化、IT化と業務改革)

自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いながら、関係府省が連携してICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める。あわせて、地方自治体における先進的な取組について、KPIを掲げて全国に広げていく。また、自治体クラウドの一層の推進に向け、各団体はクラウド導入等の計画を策定し、国は進捗を管理する。IT人材の更なる確保・育成に取り組む。

行政手続コストの削減に向けて、国と歩調を合わせ、地方公共団体による許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一について、関係府省が連携し、取組を促進する方策を具体化するとともに、行政手続における添付書類を一括して撤廃するための取組を着実に推進する。また、デジタル化・オンライン化に積極的に取り組む地方自治体への支援を進める。

戸籍事務などの公共性の高い分野におけるマイナンバー制度の利活用を進めるとともに、情報連携対象事務の拡充を行う。**マイナンバーカードについて、これを利用した医療保険のオンライン資格確認の2020年度からの本格運用や公的個人認証の民間部門における活用・普及促進に向けた取組を着実に進めるなど、ロードマップに基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価する。**

(平成30年6月15日閣議決定)

第1 基本的視座と重点施策

2. 第4次産業革命技術がもたらす変化／新たな展開:「Society 5.0」

(3)「行政」「インフラ」が変わる

国民生活やビジネスを取り巻くデジタル環境が大幅に変化する中、旧態依然としたアナログ行政から決別し、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させる原則（「紙」から「データ」へ）の下、**公的個人認証システムの普及と利便性向上により、様々なライフイベントや事業活動を巡る行政手続等において、国民や企業が直面する時間・手間やコストを大幅に軽減する。**

3. Society 5.0 の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

(3)「行政」「インフラ」関連プロジェクト

- ▶デジタルガバメントの推進
- ・公的個人認証を活用したオンライン手続きをスマートフォンで可能とするための法制度整備（来年目途）を行う。

第2 具体的施策

1. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等

[1]「生活」「産業」が変わる

2. 次世代ヘルスケア・システムの構築

(3)新たに講ずべき具体的施策

ⅰ)個人にあった健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進

①オンライン資格確認の仕組み

- ・医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等により加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報などのデータを一元管理することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を平成32年度に開始する。

(平成30年6月15日閣議決定)

[3]「行政」「インフラ」が変わる

1. デジタル・ガバメントの実現(行政からの生産性革命)

(3)新たに講ずべき具体的施策

ii)マイナンバー制度の利便性の向上

①公的個人認証(JPKI)等の利便性向上

- ・スマートフォンによる各種手続の実施や公的個人認証を活用した民間サービス等の利用を可能にするため、次期通常国会を目途に必要な法制上の措置を講じ、必要な体制を整えた上で出来る限り速やかに利用者証明用電子証明書のスマートフォンへの搭載を実現する。さらに、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載について、必要な安全確保措置を踏まえて検討を行う。
- ・医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバーカードを健康保険証として活用できる仕組みを平成32年度から本格運用する。その実現のため、利用者証明用電子証明書のPIN(暗証番号)入力を一定の場合には不要とする認証を可能とするため、次期通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。法制化の過程においてこの認証の利用範囲について併せて検討する。
- ・マイナンバーカードについて、勤務地などの住所地ではない市区町村その他各種手続を行う官公署等との連携のもと、生活に身近な多様な申請機会の拡大など、申請・交付の利便性の向上に取り組む。
- ・マイナンバーカードを活用したクラウド型決済インフラとして実証稼働中の自治体ポイントの仕組みを利用し、地域のキャッシュレス化を伴う新たな地域活性化策の検討を進める。

②マイナンバー制度の利活用推進

- ・戸籍事務、旅券事務、在外邦人管理業務、証券分野などの公共性の高い業務について、マイナンバー制度の利活用の在り方等の検討結果を踏まえ、結論を得る。その結論を踏まえ、必要な法制上の措置については、国民の理解を得つつ、次期通常国会への提出を目指す。
- ・あわせて、行政手続における添付書類撤廃やオンライン申請推進のため、マイナンバー制度を活用した住民票の写しなどの添付書類の省略や旅券発給申請のオンライン化等の実現に取り組む。
- ・大規模災害発生時にマイナンバー制度を有効活用するための基盤として、被災自治体がすぐに利用可能な**マイナンバーカードを活用した避難所入退所管理の在り方について、本年度中に検証**及び検討を行う。
- ・また、被災者生活再建支援金の支給に関する事務等の情報連携を平成32年7月までに開始する。さらに、各種申請手続における添付書類の省略やマイナポータルを利用した避難所や遠隔地からの電子申請等の利用者の利便性向上に向けた取組を推進していくため、罹災証明情報の連携について、番号法の3年後の見直しに向けて、費用対効果や地方公共団体等のニーズ等を踏まえ、マイナンバー制度等の活用を視野に入れた検討の上、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。

(平成30年6月15日閣議決定)

第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言

Ⅱ. ITを活用した社会システムの抜本改革

1 デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行

(1) 行政サービスの100%デジタル化

④ マイナンバーカードの普及と利便性向上

マイナンバーカードは、住民誰もが取得できる唯一の公的な身分証であり、住民基本台帳の基本4情報(氏名、住所、生年月日及び性別)と関連付けて、間違いなく自分がその氏名、住所、生年月日、性別を有する本人であることを証明する「署名用電子証明書」と、マイナンバーカードの所有者本人と同一人であることを証明する「利用者証明用電子証明書」の2種類の公的な電子証明書が入っていることで、安心安全なデジタル社会を実現する上での基盤となるものである。

生活に身近な官民のオンラインサービスが自発的、競争的かつ持続的に提供される世界最先端のデジタル社会の実現のためには、現在11.2%(平成30年5月15日時点)にとどまるマイナンバーカードの普及率が向上することと、民間事業者がマイナンバーカードを前提とした各種の利便性の高いオンラインサービスを提供することが相互に好循環する環境を早期に整備することが重要である。

そのため、マイナンバーカードの利便性向上に係る必要な制度見直しについては、平成31年度に行うべく検討するとともに、新たなICカード利用施策の検討を行う場面において、マイナンバーカードの利用を必ず検討すべきである。また、現在、各府省において、行政手続等における本人確認等の手法を手続等の実施主体や性質に応じた相応なものとなるよう見直しを進めているところである。企業や団体等以外の個人が実施主体となる行政手続において、本人性(住民基本台帳の基本4情報)を厳格に確認することが必要な場合、顔写真が付され、最新情報と紐付いたマイナンバーカード(公的個人認証サービスを含む。)の活用を検討する。

さらに、マイナンバーカードを利用した医療保険のオンライン資格確認の平成32年度からの本格運用開始に向け、円滑なマイナンバーカードの交付や資格確認システムの利用が可能となるよう、関係府省や関係機関が遺漏のないよう連携して準備に取り組む必要がある。

（平成30年6月15日閣議決定）

第2部 官民データ活用推進基本計画

II. 施策集

（3）IT利活用による諸課題の解決に資する取組

II－（1）行政手続等のオンライン化原則【官民データ基本法第10条関係】

○[No.1－8] マイナンバーカードと電子委任状を活用した政府調達

- ・ 電子委任状の普及の促進に関する法律（平成29年法律第64号）及び関係政省令・基本指針を平成29年度に施行。今後、マイナンバーカードと電子委任状に対応した電子調達システムの利用を促進していくことが必要。
- ・ マイナンバーカード・電子委任状に対応した電子調達システムを開発し、平成30年度から順次利用開始。
- ・ これにより、国の電子調達システムのオンライン利用を促進し、法人側の調達に係る負担を軽減。

KPI（進捗）：マイナンバーカード・電子委任状を活用した電子調達の利用件数

KPI（効果）：電子応札率

II－（5）マイナンバーカードの普及・活用【官民データ基本法第13条関係】

○[No.5－1]「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」に基づき、身分証等をはじめ、行政や民間サービスにおける利用の推進

- ・ マイナンバーカードの普及率は11.2%（平成30年5月15日時点）であり普及枚数としては十分ではない状況。
- ・ 平成29年3月に策定した「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」のPDCAサイクルを確保する観点から定期的に進捗状況を点検するとともに、必要に応じて見直しを実施。その他、人的サポート体制、年齢や性別ごとの取得状況を踏まえた対策、入札事業者への協力などの取得促進に向け関係者と連携し検討を進め、懇談会等で進捗を適切にフォローアップしつつ、マイナンバーカードの更なる普及、利活用の拡大を積極的に推進。
- ・ マイナンバーカードによる本人確認、公的個人認証サービスによるオンラインでの安全かつ確実な本人確認・本人認証が広く利用されることにより、官民のサービスの利便性が向上し、国民の利便性が向上。

KPI（進捗）：マイナンバーカード普及率

KPI（効果）：未設定（検討結果を踏まえ設定）

（平成30年6月15日閣議決定）

○[No.5－2] 利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロード実現

- ・ マイナンバーカードの利活用を促進するため、普段持ち歩くスマートフォンから直接マイナンバーカード（公的個人認証サービス）を利活用できる環境を実現することが必要。
- ・ スマートフォンによる各種手続の実施や公的個人認証を活用した民間サービス等の利用を可能にするため、平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講じ、必要な体制を整えた上で出来る限り速やかに利用者証明用電子証明書のスマートフォンへの搭載を実現する。さらに、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載について、必要な安全確保措置を踏まえて検討を行う。また、マイナンバーカードを健康保険証として活用できる仕組みの実現に向け、利用者証明用電子証明書のPIN（暗証番号）入力を一定の場合には不要とする認証を可能とするため、平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。法制化の過程において、この認証の利用範囲について併せて検討。
- ・ マイナンバーカードによる本人確認、公的個人認証サービスによるオンラインでの安全かつ確実な本人確認・本人認証が広く利用されることにより、官民のサービスの利便性が向上し、国民の利便性が向上。
- ・ これにより、公的個人認証サービスへのアクセス手段が多様化し、マイナンバーカードの利便性が向上。

KPI（進捗）：運用面、制度面の方針策定

KPI（効果）：未設定（運用面、制度面の課題の検証を行う実証実験の結果や実現時期を踏まえ設定）

○[No.5－3] 公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる官民のID連携推進

- ・ 民間の団体等によるサービス利用者の現況把握には負担や一定の限界が発生。
- ・ 民間の団体等がマイナンバーカードの公的個人認証サービスと連携して、会員の現況を把握・反映することでIDの信頼性を向上させる「仕組み」の構築に向け、平成30年度に検証を行い、その結果を踏まえ「仕組み」の詳細を具体化するとともに、必要な法制度等を検討し、社会実装を図る。
- ・ 公的個人認証サービスで有効性確認ができることにより確実なID管理を実現。

KPI（進捗）：未設定（平成30年度中に検討）

KPI（効果）：公的個人認証基盤と連携した民間認証基盤（サービス）の数

（平成30年6月15日閣議決定）

○[No.5－8] マイナンバーカード等を活用したチケットレス入場・不正転売の防止の仕組みの検討

- ・ 利用者の利便性の向上や、より確実な本人確認の実現のため、チケットレスでのイベント会場等への入場の実現が必要。
- ・ マイナンバーカード等を活用したイベント会場等へのチケットレス入場やチケットの不正転売防止実現のための実証実験の結果を踏まえ、チケット転売システムの実用化を図る必要。平成30年度以降に実用化を図るとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における観客の入場管理やボランティア管理への導入を目指す。
- ・ マイナンバーカード等を活用したチケットレス入場・不正転売防止の仕組みを実用化することにより、利用者の利便性が向上。

KPI（進捗）：チケット転売システムの実現

KPI（効果）：チケット転売システムを利用した人数

○[No.5－9] 住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進

- ・ 住宅ローン契約等における利用者の利便性向上及び銀行等の事務効率化の観点からは、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進を図ることが重要。
- ・ このため、平成30年度においても、引き続き銀行等において、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認を行うことができる環境を整備するためにアクセス手段を多様化する取組を進めるなど、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進。
- ・ これにより、利用者の手続簡略化等による銀行等における事務の効率化、利用者利便の向上を目指す。

KPI（進捗）：マイナンバーカードを活用する銀行数

KPI（効果）：未設定（本施策の拡大状況を踏まえ、別途設定）

○[No.5－10] 災害対策・生活再建支援へのマイナンバー制度活用検討

- ・ 災害対策・生活再建支援においては、ICTを有効活用することにより、被災者のニーズに対し、これまで以上に迅速かつ的確に対応できるようにするとともに、被災者の負担軽減を図る必要。
被災者に適時適切なサービスを提供するため、以下の施策について具体的なスケジュールを定め実行。

<被災者台帳管理>

- ・ 被災者台帳の作成事務において、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」を活用し、庁内連携や庁外からの情報入手のためのマイナンバーの利用について積極的に取り組むよう、引き続き周知。

（平成30年6月15日閣議決定）

＜添付書類不要化＞

- 被災者生活再建支援金の手続において、平成32年度から、マイナンバー制度の情報連携を活用し、住民票の写しの添付を不要化。さらに、「デジタル・ガバメント実行計画」において「行政手続における添付書類の提出を一括して撤廃する」とこととされていることから、罹災証明情報の連携についても、番号法62の3年後見直しに向けて、費用対効果や地方公共団体等のニーズ等を踏まえ、マイナンバー制度等の活用を視野に入れた検討の上、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講じるとともに、当該情報連携により把握できることとなった情報に関して、医療保険等の保険料減免措置手続等における必要書類の添付不要化について平成30年度以降マイナンバー制度等の活用を視野に入れた検討を行い、手続の簡素化を目指す。

＜マイナポータル活用＞

- 各種被災者支援申請について、平成30年度中に、被災者がマイナポータルの「サービス検索機能・電子申請機能（ぴったりサービス）」を利用することで、遠隔地からも電子申請できるようガイドラインを作成し、周知等を通じ地方公共団体への導入支援を実施。また、マイナポータルを通じた情報提供により、被災者に必要な情報を届ける仕組みを構築。

＜マイナンバーカードを活用した住民の避難状況の把握＞

- 避難所において住民の避難状況を正確に把握し、適切な支援を行えるようにするため、マイナンバーカードを活用した避難所入退所管理の在り方について、平成30年度中に検証及び検討を実施。
- これらにより、災害時の被災者の負担を軽減し、利便性を向上させる。

KPI（進捗）：

＜被災者台帳管理＞

未設定（平成30年度中に検討）

＜添付書類不要化＞

未設定（平成30年度中に検討）

＜マイナポータル活用＞

未設定（平成30年度中に検討）

＜マイナンバーカードを活用した住民の避難状況の把握＞

未設定（技術的検証の結果を踏まえ平成31年度に設定）

KPI（効果）：

＜被災者台帳管理＞

未設定（平成30年度中に検討）

＜添付書類不要化＞

未設定（平成30年度中に検討）

＜マイナポータル活用＞

未設定（平成30年度中に検討）

＜マイナンバーカードを活用した住民の避難状況の把握＞

未設定（技術的検証の結果を踏まえ平成31年度に設定）